

静岡労働局発表
令和6年11月20日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 佐藤 健司
(電話)054-254-6315

静岡県特定最低賃金の改正を決定しました ～3業種について45円引き上げ(令和6年12月21日から)～

静岡労働局(局長 笹 正光)は、静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)から答申を受けた静岡県特定最低賃金(*)に関し、下の静岡県特定最低賃金改正答申一覧表のとおり改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

(*)「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額1,034円)よりも金額が高い最低賃金を定めることが必要と認められた業種について設定されている最低賃金です。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

特定最低賃金名	改正金額 (時間額)	現行金額 () (時間額)	引上額	効力発生日
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	1,057円	1,012円	45円	令和6年 12月21日
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	1,073円	1,028円	45円	
静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,042円	997円	45円	

() 現行の各特定最低賃金が適用される労働者については、令和6年12月20日までは静岡県最低賃金(時間額1,034円)、12月21日からは改正された特定最低賃金が適用されます。